

杵築市立中学校における学校部活動及び 地域クラブ活動の方針について



令和7年2月

杵築市教育委員会

目次

杵築市立中学校における学校部活動及び地域クラブ活動の方針策定の趣旨

I 学校部活動

1 適切な運営のための体制整備

- (1) 学校部活動に関する方針の策定等
- (2) 指導・運営に係る体制の構築

2 学校部活動の在り方

- (1) 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進
- (2) 適切な休養日等の設定・活動時間
- (3) 生徒のニーズを踏まえた部活動の設置

II 地域クラブ活動

1 地域クラブ活動の在り方

- (1) 運営団体・実施主体
- (2) 指導者

① 指導者

② 指導者の要件

③ 適切な指導の実施

④ 教師等の兼職兼業

- (3) 適切な休養日等の設定・活動時間
- (4) 活動場所
- (5) 会費の適切な設定
- (6) 保険の加入
- (7) 健康管理と事故防止

2 学校との連携体制の構築

3 地域クラブ活動の認定

- (1) 認定要件
- (2) 認定の手続き

杵築市立中学校における学校部活動及び地域クラブ活動の方針策定の趣旨

○心身ともに大きく成長する中学生期において、興味・関心のあるスポーツや文化的活動に取り組み、学校教育活動の一環として行われている学校部活動は、豊かな学校生活を実現させるために大きな役割を果たしている。

また、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教員等との好ましい人間関係の構築、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資する等、生徒の多様な学びの場としての教育的意義を有してきた。

しかし、少子化が進展する中、学校部活動を従前と同様の体制で運営することは難しくなっており、学校単独チームでは存続が厳しい状況が生じつつある。また、専門性や意思に関わらず教師が顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することは学校の働き方改革が進む中、より一層厳しくなる。

○本方針は、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（令和4年12月スポーツ庁 文化庁）（以下、「国のガイドライン」という。）及び「大分県学校部活動及び新たな地域クラブ活動のあり方等に関する方針」に則り、少子化の中でも将来にわたり、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保することを目指し、学校部活動が生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境となるよう、適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方について示すとともに、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、本市の考え方を示すものである。

○学校部活動の地域連携・地域移行は、「地域の子どもたちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下で、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境の一体的な整備により、地域の実情に応じスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することを目指すものである。

その際、学校部活動の教育的意義や役割については、地域クラブ活動においても継承・発展させ、さらに、地域での多様な体験や様々な世代との豊かな交流等を通じた学びなどの新しい価値が創出されるよう、学校教育関係者等と必要な連携を図りつつ、発達段階やニーズに応じた多様な活動ができる環境を整えることが必要である。

○本方針は、本市の学校部活動及び地域クラブ活動を主な対象とする。

○今後、本方針に基づき、各学校の取組について、定期的に状況を把握し、課題解決に向けて継続的な取組を行う。

○なお、学校部活動の地域連携・地域移行の推進については、別に定めた「杵築市立中学校における『学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備』に関する方針」（令和6年9月杵築市教育委員会）に基づき、取組を進めるものとする。

I 学校部活動

1 適切な運営のための体制整備

(1) 学校部活動に関する方針の策定等

- ア 市教育委員会は、「国のガイドライン」及び「大分県の部活動の在り方に関する方針」（以下、「県の方針」という。）に則り、「杵築市立中学校における学校部活動の方針（以下、「市の方針」という。）」を策定する。
- イ 校長は、市の方針に則り、毎年度「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。
各部活動顧問は、学校の活動方針に則り、月又は学期ごとの活動計画（活動日、休業日及び参加予定大会日程等）を作成し、校長に提出するとともに、当該部の生徒及び保護者への情報提供を行う。
- ウ 校長は、上記イの活動方針及び活動計画を学校のホームページへの掲載等により公表する

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- ア 市教育委員会は、各学校の生徒及び教師の数、指導の専門性や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員の制度を効果的に活用し、学校に配置する。また、教師ではなく部活動指導員が顧問となり指導や大会等の引率を担うことのできる体制を構築する。
- イ 市教育委員会は、部活動指導員や外部指導者を確保しやすくするため、域内におけるスポーツ・文化芸術団体等の協力を得ながら、指導者の発掘・把握に努める。
- ウ 校長は、教師だけでなく、部活動指導員や外部指導者など適切な指導者を確保していくことを基本とし、生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の健康や安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から、円滑に学校部活動を実施できるよう、適正な数の学校部活動設置に努める。
- エ 校長は、教師を部活動顧問に決定する際は、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や本人の抱える事情、部活動指導員の配置状況等を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制を構築する。なお、主として指導する顧問に過度の負担が生じないように、また、不測の事態が発生した場合に適切な対応ができるよう、顧問の複数配置を可能な限り行う。
- オ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、学校部活動の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ・文化芸術活動を行い、教師の負担が過度とならないよう持続可能な運営体制が整えられているか等について、適宜、指導・是正を行う。
- カ 校長は、学校部活動の指導方針について、教職員、部活動指導員、保護者、外部指導者等が共通理解を図る機会を設定する。
- キ 市教育委員会及び校長は、教師の学校部活動への関与について、法令や「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（令和2年文部科学省告示第1号）に基づき、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

2 学校部活動の在り方

(1) 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進

- ア 校長、部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、学校部活動の実施に当たっては生徒の心身の健康管理、事故防止を徹底し、体罰・ハラスメントを根絶する。なお、近年、気候変動等により、暑熱環境が悪化していることを踏まえ、夏季の学校部活動における熱中症事故の防止等の安全確保を徹底する。市教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。
- イ 運動部活動の部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、スポーツ医・科学の見地から、トレーニング効果を得るために休養等を適切に取る必要があること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解し、分野の特性等を踏まえた効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。
- ウ 文化部活動の部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から休養等を適切に取る必要があること、また、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解し、分野の特性等を踏まえた効率的・効果的な練習・活動の積極的な導入等により、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。
- エ 部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、生徒の運動・文化芸術等の能力向上や生涯を通じてスポーツ・文化芸術等に親しむ基礎を培うとともに、生徒がバーンアウトすることなく、技能の向上や大会等での好成績等それぞれの目標を達成できるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図った上で指導を行う。その際、専門的知見を有する教諭等と連携・協力し、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。
- オ 部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、部活動の運営方針や指導者自身の指導概念を一方向的に押しつけるのではなく、生徒との意見交換などを通じて、生徒の多様なニーズや意見を把握し、生徒の主体性を尊重しつつ、目標・指導の方針を設定する。
- カ 市教育委員会及び校長は、学校部活動は生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることを踏まえ、生徒の意思に反して強制的に加入させることがないようにする。

(2) 適切な休養日等の設定・活動時間

- ア 部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、また、県の方針に則り、以下を基準とする。

【休養日】

- 週当たり2日以上（平日1日以上、週末1日以上）の休養日を設ける。
平日2日以上や、3日以上 of 休養日設定も検討すること。

【活動時間】

- 活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日は3時間程度とし、短時間で、合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。

【その他】

- 休養日として設定した日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替え、休養日を確保する。
- 長期休業中の休業日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。加えて、特別な事情を除き、連続した休養日やある程度まとまった休養日を設け、生徒に十分な休養を与えるよう配慮する。

- イ 校長は、1（1）に掲げる「学校の部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、本方針に則り、上記の基準を踏まえた各部の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。
- ウ 校長は、定期試験実施前の一定期間を学校全体の部活動休止日として設定する。
- エ 校長、部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）が発表された場合、暑さ指数（WBGT）等実測のうえ、WBGT 31 以上の場合は原則として活動を中止する。（学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き：令和6年4月環境省・文部科学省）

（3）生徒のニーズを踏まえた部活動の設置

- ・ 校長は、生徒数の関係で、単一の学校では特定の部の活動ができない場合には、複数校の生徒が拠点校の部活動に参加する等、合同部活動の取組の推進に努める。

Ⅱ 地域クラブ活動

1 地域クラブ活動の在り方

(1) 運営団体・実施主体

- ア 社会体育・地域スポーツ団体（各種スポーツ協会・連盟、スポーツ少年団等）
- イ 総合型地域スポーツクラブ
- ウ クラブチーム
- エ 文化芸術団体

(2) 指導者

① 指導者

- ア 上記各団体における指導者
- イ 兼職兼業により指導を希望する教職員等

② 指導者の要件

- ア 成人（18歳）に達している。
- イ 国・県・市の指針に基づいて指導できる。（技術、責任感や連帯感、公正さや規律を尊ぶ態度社会性・思考力や判断力等、心身を育てるための総合的な指導）
- ウ 研修を重ねるなど、日頃から必要な知識や技術（指導技術、生徒理解等）の習得に努めている。
- エ 長期的・継続的に指導できる。

③ 適切な指導の実施

- ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、I 2（1）に準じ、参加者の心身の健康管理、事故防止を徹底し、体罰・ハラスメントを根絶する。市教育委員会は、適宜、指導助言を行う。
- イ 地域クラブ活動の指導者は、I 2（1）に準じ、生徒との十分なコミュニケーションを図りつつ、適切な休養、過度の練習の防止や合理的かつ効率的・効果的な練習の積極的な導入等を行う。また、専門的知見を有する教諭等の協力を得て、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を修得する。
- ウ 市教育委員会は、地域クラブ活動の運営団体・実施主体及び指導者に対し、生徒にとってふさわしい地域スポーツ・文化芸術活動を整備するために、県教育委員会と連携し必要な事項に関する研修を実施する。

④ 教職員等の兼職兼業

- ア 市教育委員会は、国が示す手引き等を参考としつつ、地域クラブ活動での指導を希望する教職員等が、円滑に兼職兼業の許可を得られるよう、規程や運用の改善を行う。
- イ 市教育委員会が兼職兼業の許可をする際には、教職員等の本人の意思を尊重し、指導を望んでいないにもかかわらず参加を強いられないことがないように十分に確認するとともに、勤務校等における業務への影響の有無、教職員等の健康への配慮など、学校運営に支障がないことを校長と事前確認し、十分に検討したうえで許可する。
- ウ 兼職兼業に係る労働時間等の確認を行うにあたっては、教育委員会や学校、地域のスポーツ団体等は連携して適切な労務管理に努める。

(3) 適切な休養日等の設定・活動時間

- ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒の心身の成長に配慮して、健康に生活を送ることができるよう、「I 学校部活動」に準じ、下記の活動時間を遵守し、休養日を設定する。その際、学校部活動と地域クラブ活動が併存することから、運営団体・実施主体と学校を中心とした関係者が連携し、調整を図ることが必要である。

【休養日】

- 週当たり2日以上（平日1日以上、週末1日以上）の休養日を設ける。
平日2日以上や、3日以上 of 休養日設定も検討すること。

【活動時間】

- 活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日は3時間程度とし、短時間で、合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。

【その他】

- 休養日として設定した日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替え、休養日を確保する。
- 長期休業中の休業日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。加えて、特別な事情を除き、連続した休養日やある程度まとまった休養日を設け、生徒に十分な休養を与えるよう配慮する。

- イ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体及び指導者は、地域クラブの規約に則り、月又は年間の活動計画（活動日、休業日及び参加予定大会日程等）を作成し、当該クラブの生徒及び保護者への情報提供を行う。
- ウ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体及び指導者は、定期試験実施前の一定期間を活動休止日として設定する。また、学校行事等、参加する生徒の所属校の実態を踏まえて適切に休養日を設定する。
- エ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体及び指導者は、熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）が発表された場合、暑さ指数（WBGT）等実測のうえ、WBGT 31以上の場合は原則として活動を中止する。（学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き：令和6年4月環境省・文部科学省）

（4）活動場所

- ① 活動場所は原則として杵築市内の以下の場所とし、移動について生徒や保護者の過度な負担とならないようにする。
 - ア 中学校をはじめとした学校施設
 - イ 公共のスポーツ・文化施設
 - ウ 社会教育施設
 - エ その他 地域団体・民間事業者等が有する施設
- ② 市教育委員会は、地域クラブ活動に対して学校施設、社会教育施設や文化施設等について低廉な利用料を認めるなど、負担軽減や利用しやすい環境づくりを行う。
- ③ 市教育委員会及び学校は、学校の負担なく学校施設の円滑な利用を進めるため、地域クラブ活動の際の利用申請書等を策定する。

（5）会費の適切な設定

- ・ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒や保護者の理解を得つつ、活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定する。

(6) 保険の加入

- ・ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、指導者や参加する生徒等を対象として、(公財) スポーツ安全協会「スポーツ安全保険」等の、自身の怪我等を補償する保険に必ず加入する。

(7) 健康管理と事故防止

- ア 地域クラブ活動の指導者は、本人・保護者からの情報提供等により、個々の生徒の健康状態を事前に把握するとともに、できる限り活動中のクラブ員の様子を見届け疲労状況等を把握しながら監督する。
- イ けがや事故を未然に防止し、安全な地域クラブ活動を実現するため、指導者が緊急時に適切に対応できるよう、地域クラブ活動としての安全管理体制を整備する。
- ウ 施設設備、用具等の安全確認を行うとともに、生徒の活動状況を常に確認し、けがや事故防止のための安全管理に努める。
- エ 地域クラブ活動中における事故やけが等のトラブルについては、地域クラブ指導者が応急処置や保護者への連絡、医療機関への搬送等、速やかに適切な対応を行う。また必要に応じて生徒の所属する中学校へも対応の報告を行う。

2 学校との連携体制の構築

- (1) 市は、教育委員会関係者、各地域クラブ活動の代表者、地域スポーツ・文化芸術団体関係者、学校関係者、中体連・中文連代表者等の関係者からなる「杵築市中学校地域クラブ活動連絡会議」(中体連・中文連役員会がこれを兼ねることができる)を設置し、定期的・恒常的な情報共有・連絡調整を行い、緊密に連携する体制を整備する。
- (2) 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、活動の内容等を学校や生徒・保護者に周知するなど、生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選ぶことができるようにする。

3 地域クラブ活動の認定

- ・ 地域クラブ活動の代表者は、クラブを設置するにあたって、市教育委員会が定めた手続きに従って申請を行い、教育長の認定を受けなければならない。

(1) 認定要件

- ・ 地域クラブ活動の認定要件は、市教育委員会が別に定める「杵築市における地域クラブ認定要件確認書(様式2)」(別紙)の内容に基づく。

(2) 認定の手続き

- ① 認定を求める地域クラブは、「地域クラブ認定申請書(様式1)」及び「杵築市における地域クラブ認定要件確認書(様式2)」、各クラブで定めた「規約または会則」、「保険加入証明書の写し」を市教育委員会学校教育課担当あてに提出する。
- ② 市教育委員会は、「地域クラブ認定申請書」等の必要書類を確認、受理した後、速やかに担当課間(学校教育課、文化・スポーツ振興課)で協議し、認定の判断を行う。
- ③ 市教育委員会は、協議の結果を当該クラブに通知し、認定する際は「地域クラブ認定審査結果通知書」を交付する。